

西京区防犯機能付き電話機支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成27年に策定した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」西京区版運動プログラムに基づき、固定電話による西京区内の高齢者を狙った特殊詐欺等の被害防止及び以後の防犯施策を検討する事を目的として、警告メッセージ機能等の防犯機能を有する固定電話機（製品に付属する親機以外の子機、ケーブル等を含む。以下「防犯機能付き電話機」という。）の支給事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支給対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 西京区内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 申請時において65歳以上の者であること。
- (3) 現在使用している電話機の電話線コードがモジュラージャックに対応していること。
- (4) 支給する電話機設置後の短縮ダイヤル等の設定作業ができること。
- (5) 電話番号表示サービスに契約すること。

(支給台数)

第3条 防犯機能付き電話機の支給台数は、対象者の属する世帯につき1台とする。

(申請)

第4条 防犯機能付き電話機の支給を受けようとする者は、西京区防犯機能付き電話機支給申請書(第1号様式)によって、本人の居住地が確認できる書類の写し（運転免許証などの身分証明書）を添えて申請しなければならない。

(決定)

第5条 西京区長（以下「区長」という。）は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、西京区防犯機能付き電話機支給承認（不承認）通知書（第2号様式）によって、当該申請をした者に通知するものとする。

(支給)

第6条 防犯機能付き電話機の支給を受けた者（以下「使用者」という。）は、西京区防犯機能付き電話機受領書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(防犯機能付き電話機の使用)

第7条 使用者は、当該支給を受けた防犯機能付き電話機を、次の各号を遵守して使用しなければならない。

- (1) 第1条の目的を踏まえて使用しなくてはならない。
- (2) 使用者の居住地以外の場所で使用してはならない。
- (3) 譲渡、貸与又は、担保に供してはならない。

(経費負担)

第8条 防犯機能付き電話機の手給は無償とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、使用者が負担するものとする。

- (1) 使用に係る電気料、通話料及び電話番号表示サービス利用料
- (2) 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、維持管理等に要する費用

(録音データの取扱い)

第9条 防犯機能付き電話機に保存された録音データに係る権利は、使用者に帰属する。
ただし、使用者は区長や警察機関が必要と認める場合に、無償で録音データの提供に協力するものとする。

(支給の取消)

第10条 区長は、支給決定の通知をした後、次の各号のいずれかに該当する場合、防犯機能付き電話機の手給の決定を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第2条に規定する対象者に該当しないとき
- (2) 使用者が第7条の規定に違反していると認められるとき
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により支給の決定を受けたとき
- (4) 使用者が防犯機能付き電話機を使用していないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき

(防犯機能付き電話機の返還)

第11条 使用者は、前条の規定により、防犯機能付き電話機の手給の決定が取り消されたときは、速やかに防犯機能付き電話機を返還するものとする。

2 使用者は、前項の規定により防犯機能付き電話機を返還するときは、当該防犯機能付き電話機に保存されている録音データを消去するものとする。ただし、返還された防犯機能付き電話機に録音されたデータが残っていたときは、区長はこれを消去することができる。

(損害賠償責任)

第12条 区長は、使用者が防犯機能付き電話機を使用したことにより生じた事件・事故等に対して、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

第13条 区長は、使用者から届出のあった書類等に記載の個人情報（氏名、住所、電話番号等）について、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、他行政機関から依頼があり、区長が必要と認める場合には、使用者の同意のうえ、個人情報を提供することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。